

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 臨時雇用職員の雇用に関する制限の内規

(目 的)

第1条 この内規は、臨時雇用職員の就業規則第2条第2項の規定に基づき、臨時職員の雇用に関する制限について定めることを目的とする。

(雇用の制限)

第2条 会長は、年齢が満65歳を超える者を臨時職員として雇用することができない。ただし、満65歳に達する日の属する年度の末日までは雇用できるものとする。

(制限の特例)

第3条 前条に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当し、会長が特に必要と認めるときは、雇用することができる。

- (1) 一定の期限がある事業計画に基づき、その者を雇用しなければ事業の円滑な執行が望めない場合
- (2) その者が、個人的に有する専門的知識、技能等が当該事業の執行に極めて有効である場合
- (3) その他、事業の特殊性等により容易に後任を得難い場合

附 則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成25年1月1日から施行する。